

相 談 事 例

ID : 02-03-029

相談タイトル

外構工事施工に伴うトラブルについて

Q：ご相談内容

工事請負契約を締結し、外構工事を行ったが見積内容と施工内容が違っていたり、そもそも見積内容が誤っていたりした。また、工事はほぼ完了しているが、門扉が閉まらない等の不具合もあるため、未済工事があると考え施工費用を支払わずにいた。また、これらの問題についてどの様に対応するのかの回答を待っていたが、内容証明郵便が昨日届き「2週間以内に工事費用を支払わない場合、法的措置をとります」と記載されていた。どの様に対応したらよいか。

A：回答

請負業者の代理人となっている弁護士に連絡し、見積の誤りや施工不良・未済工事等があるにも関わらず、その対応について回答を貰っていない旨、電話または内容証明等で伝えることが良いと考えます。交渉の結果によっては、今後の対応方法を検討しなければなりませんので、住まいの相談センターでも弁護士による法律相談会を開催していますので、利用されてはと思います。